

### 第31回 奈良県河川整備委員会 議事概要

1. 日 時：平成17年6月6日（月）10:00～12:00
2. 場 所：奈良商工会議所 5F 大会議室
3. 出席者：委員（敬称略）池淵周一、御勢久右衛門、榊原和彦、荻野芳彦、澤井健二、  
北口照美、伊藤章子（順不同・敬称略）  
奈良県 板屋河川課長 ほか

#### 4. 議 事

- (1) 第30回奈良県河川整備委員会の議事概要の確認  
・第30回委員会議事概要の修正事項について了承を得た。
- (2) 曾我葛城圏域 河川整備計画（原案 第4稿）について
- (3) その他

#### 【主な意見】

・除草と清掃に力点が置かれていると思うが、モニタリングへの住民参加が重要ではないか。行政は定期的な精度の高い測定はできるが、きめの細かい臨機応変の対応は難しい。そこに住民参加の大きな意味があるのではないか。

・土砂の浚渫を要望すると、大概、河床を真っ平らにしてしまうが、それは非常にまずい。瀬と淵や砂州の残存も意図的につくるべき。住民や市役所の職員など、その土地に詳しい方に立ち会ってもらった方が一つの方向性ではないか。

→住民と連携・協働した川づくりの中で川の実態をよく理解してもらい、見てもらうという観点からモニタリングの必要性について盛り込む方向で修正を検討する。

・例えば「連携・協働」というとき、「河道断面の拡幅を行う」ことについてどういうふうに住民の意見を反映するのか。前半に書いてある方針の内容が、具体的にどういうふうに整備計画の中に反映されるのか。総論的に書いてある文言と各論に出てくる簡単な表現との間の差が大きいのではないか。

・委員会では、資料等々を出して説明をしてもらい意見交換をしているが、最後の書き物になってくるとつなぎ等々の関わりが省略されて淡泊になっているという印象がする。

→いろいろな意見を踏まえて少しずつよい方向に向いてきていると考えている。これまでより前半の整備方針を充実したためそういった印象になるのかもしれない。

・20年後に成人する子どもたちの意見が全く入っていない。子どもたちの夢が実現できるような計画であって欲しい。川について勉強している学校へ出向いて行って、「これからどんな川になったらいいですか」と聞けば、面白い発想も出てくるのではないか。

・大和川の環境について、総花的ではなく、もう少し特色を出していけば良い。

・つくり方やつくり具合がもう少し入らないと、また同じような川が生み出されるような印象を持ってしまう。また、水質の改善を図れば生物の生息環境が保全されるか。

・子どもというのは、なぜこの川は汚いんだろうとか、どうしたらきれいになるのんだろうとか、どうしたら僕らの川は遊べるようになるんだろうとか、直接考える体験をさせないといけない。

・河川利用の実態が見えていない。それぞれの河川で人がどう動いているかが余り出ていない。

→具体的に個々の場所でどういう手法でということは、本来この計画事項には出てこない。今後事業を実施する際に詳細に意見を聴くことになる。また、親水空間の整備であれば、子どもたちの意見を聴く機会も設けられる。

・個々の整備方針に基づいた書きようがないが、それで良いか。

・もう少し丁寧に、総論の部分と各論の川の具体的なところをつなぐ努力をしないとイケないのではないか。

→今の段階で明確に書けるものをこの中に盛り込むというのが基本的なスタンス。今後は、わかりやすさに留意して整理していきたい。

・「連携・協働」と「住民参画」の関係、両者の定義はどうなっているか。

→「参画」は、基本的に広い意味で使っている。「連携・協働」という表現は、例えば住民の方々が直接維持管理活動に参画してもらおうとか、計画づくりに関して直接的に意見を言ってもらおう等、具体的な行動を伴うところで使っている。

・計画づくりといっても、立案と決定があり、これらは明らかに違う。決定にまで参加させるのかどうか。立案については、直接的に立案するというのと意見を聴取するというのでは違う。そういうことをきっちり整理しておくべきではないか。

・「地域住民や関係自治体を交えた連絡協議会の設置等」とあるが、この協議会は、景観法でいう協議会と関係を持たせているのか。景観法ではかなり踏み込んで協議会の性格なり権限について決められている。そういう状況を受けた言い方が必要だと思う。

・計画についていえば、計画のプロセスの中で、どういう形で参加、決定するのか。制度的に協議会のようなものを設けて、協議会の構成メンバーのそれぞれがそれなりの権限を持って、かなりの決定権を持っているというところまで踏み込むのかどうか分からないが、少なくとも言うておかないといけないのではないか。

・「連携・協働」、「住民参画」、各種の「協議会」、あるいは住民の意見を聴く場と意志決定の主体について明確にしておいた方が良いのではないか。

→具体的な手続きや手順については、今後検討を行うが、地域の工夫や創意・アイデアといったものを取り込んで、柔軟に、弾力的に各地域毎にそういったシステムを整備し、情報交換や計画づくりに活用していくものと考えている。

・連絡協議会に関しては、そこまではよく分かったが、景観法で景観計画に位置づけられた場合には、NPOや住民団体という言葉がはっきり入っている。そこまで入れるとかなりイメージがはっきりするのではないか。

・「住民参加のシステム」という中には、「住民参加」と「連携・協働」が一緒に入っているのであれば、「連携・協働」とか「参画」はこういうこととという仕分けをすれば良いのではないか。

・連絡協議会は、意志決定する場のようなイメージを持つが、そういうことなら、もう少し検討

内容を出さないといけない気がする。もう少し整理をして位置づけをしていただくとありがたい。  
→「連携・協働」と「参画」という言葉について、誤解のないように言葉の使い方を精査させていただき、改めて修文をかけさせていただきたい。

・試行錯誤という形で言われてしまうと困るが、姿勢として踏み込んだ書きようにしますというのが、今日の総括的なものになるはず。

・4年間やってきて、また入口論みたいところに収支してしまう。文言の議論ばかりで、本当は整備計画そのものをどうだという議論をしたいがそこまで到達しない。幾ら委員会で一生懸命高度な議論をしても、賽の河原の石積みみたいになってしまうのではないか。

・住民の意見が言える範囲というのはどういう範囲か。横断図だけか、それとも施行の場所についてもまだ議論の余地があるのか、あるいは計画高水流量の配分とか、縦断図についても意見を言えるのか。事業中の区間についてはもはや議論の余地がないのか。

→基本的に、流量配分図や横断図などについては河川管理者側の提案として示しているもので、これに対しても意見をいただく。ご意見をいただいた場合には、その可否も含めてご説明し、最終的にどういう手法にするのかを決定することを想定している。

・縦断図の「現況河床高」や「平均河床高」とあるが、これはいずれも平均の意味か。そうだとすれば、局部的に変えてもかまわないか。従来は、「計画河床高」というものが設定されていて、それより出っ張るものは認めないというのが基本になっていたがそういう制約は無くなったのか。  
→いずれも平均の意味である。治水上問題がなければ局部的な変更は問題ないと考えている。

・今日の意見を取り入れた原案（第5稿）を作成のうえ、早急に各委員に確認することとし、再度委員会を設けることは省略することで了解された。